

くまもと県版GAP
に関するQ&A

平成30年4月

熊本県農林水産部
生産経営局 農業技術課
森 林 局 林業振興課

目 次

【認証要件について】

- (Q 1) くまもと県版GAP認証制度実施要領 第3条 原則、県内で生産、出荷される農林産物の「原則」の考え方は？
- (Q 2) 同第4条(1) 原則、熊本県内に住所を有することの「原則」の考え方は？
- (Q 3) 同第4条(3) 統一的な出荷基準とはどういったものですか？
- (Q 4) 同第4条(3) 事務局とはどのような組織ですか？

【申請について】

- (Q 5) 認証申請は、いつ行えば良いですか？
- (Q 6) 申請書類はどこに行けば入手できますか？
- (Q 7) 申請にかかる費用は？
- (Q 8) 部会等で申請する場合、一度に全員が行わなくても良いですか？
- (Q 9) 個人で申請する場合、一部の品目での申請でも良いですか？
- (Q 10) 一戸一法人の申請区分はどのようになりますか？
- (Q 11) 申請書の提出先はどこですか？

【添付資料（残留農薬分析結果）について】

- (Q 12) 農薬を使っていませんが、残留農薬分析結果の提出は必要ですか？
- (Q 13) 残留農薬分析結果の提出時期はどのようになっていますか？
- (Q 14) 残留農薬分析結果の検体数はどれだけ必要ですか？

【認証及び認証後の取扱いについて】

- (Q 15) 認証の有効期間は？
- (Q 16) 認証後に認証番号を農産物パッケージや名刺に貼り付けしてもよいですか？

【GAP全般】

- (Q 17) どこまでの工程がくまもと県版GAPの認証範囲ですか？
- (Q 18) GAPの取組事項は全項目毎日やるのですか？
- (Q 19) 肥料や農薬は使用できますか？

【認証要件について】

（Q1）くまもと県版GAP認証制度実施要領 第3条 原則、県内で生産、出荷される農林産物の「原則」の考え方は？

〔A〕

原則、県内で生産、出荷される農林産物を認証範囲の基本としていますが、以下の場合等は例外的に認めることとします。

- ①熊本県内に住所を有する者で出作や県をまたぐ農地の所有がある場合
- ②県内で生産された農産物の出荷施設が県外にある場合

（Q2）同第4条（1）原則、熊本県内に住所を有することの「原則」の考え方は？

〔A〕

原則、熊本県内に住所を有することとしますが、以下の場合等は例外的に認めることとします。

団体等で県外居住者の県内で生産する農産物と区分出荷ができない場合

（Q3）同第4条（3）統一的な出荷基準とはどのようなものですか？

〔A〕

栽培暦や出荷規格表等が該当します。なお、一つの直売所等に出荷する生産者団体で取扱が複数品目に渡る場合は、品目共通の生産や出荷にあたっての基準の提出でも可能です。

（Q4）同第4条（3）事務局とはどのような組織ですか？

〔A〕

団体内の構成員について生産出荷基準の遵守についての管理体制及び内部監査の実施体制を持ち、実施要領第6条認証基準（別記第1号）【団体】を満たす組織です。

【申請について】

（Q5）認証申請は、いつ行えば良いですか？

〔A〕

3ヶ月以上くまもと県版GAPを実施した記録が必要です。その後はどのタイミングでも認証申請を行うことが可能です。

(Q6) 申請書類はどこに行けば入手できますか？

[A]

熊本県のホームページからダウンロードをお願いします。
http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20458.html?type=top

(Q7) 申請にかかる費用は？

[A]

無料です。但し、添付資料として必要な残留農薬分析費用及び土壌分析費用等については実費負担が必要です。

(Q8) 部会等で申請する場合、一度に全員が行わなくても良いですか？

[A]

部会等の一部でも申請が可能です。ただし、認証の対象は申請書類の添付書類である申請者名簿に記載された生産者のみであり、部会の全員が認証の対象となるわけではありません。ついては、部会内での申請者が一部の場合は、部会内にくまもと県版GAPを推進する別組織を作り、その組織名で申請いただくことも可能です。

(Q9) 個人で申請する場合、一部の品目での申請でも良いですか？

[A]

一部の品目での申請でも可能です。ただし、申請品目については、すべてのほ場でくまもと県版GAPの取組みを実施して頂くことが必要となります。

(Q10) 一戸一法人の申請区分はどのようになりますか？

[A]

個人での申請となります。

(Q11) 申請書の提出先はどこですか？

[A]

熊本県ホームページの「申請書受付先」に提出をお願いします。
http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20458.html?type=top

【添付資料（残留農薬分析結果）について】

（Q 1 2）農薬を使っていませんが、残留農薬分析結果の提出は必要ですか？

〔A〕農薬を使っていない場合でも提出をお願いします。

（Q 1 3）残留農薬分析結果の提出時期はどのようになっていますか？

〔A〕原則、申請時に直近の分析結果の添付をお願いします（申請書添付書類として必要）。

ただし、これまで残留農薬分析を行っていない申請者において、申請時に分析する農産物が存在しない場合は申請後の提出でも可能です。

（Q 1 4）残留農薬分析結果の検体数はどれだけ必要ですか？

〔A〕申請する1認証区分（野菜、果樹、穀物（米・麦）、茶、きのこ（原木）、きのこ（菌床）、たけのこ）につき、1検体以上の提出をお願いします。

なお、提出する検体の選定にあたってはリスクの高いほ場を選定し実施をしてください。（詳細についてはくまもと県版GAP申請書様式に記載の「残留農薬分析について」を参考のこと。）

【認証及び認証後の取扱いについて】

（Q 1 5）認証の有効期間は？

〔A〕認証を受けた日から1年を経過した月の属する月末までとなっております。

（例：平成30年3月3日認証の場合→平成31年3月31日まで有効）

認証の更新を受けようとする場合には、認証有効期間が満了する日の2ヶ月前までに更新申請をしてください。

（Q 1 6）認証後に認証番号を農産物パッケージや名刺に貼り付けしてもよいですか？

〔A〕可能です。

【GAP全般】

(Q17) どこまでの工程がくまもと県版GAPの認証範囲ですか？

〔A〕

くまもと県版GAPでは生産から農産物を出荷するまでの工程を認証範囲としています。

そのため、共同の出荷場にて選別等を行う場合は、該当する出荷調製場等も対象となりますのでご注意ください。

(Q18) GAPの取組事項は全項目毎日やるのですか？

〔A〕

GAPの取組事項は多岐に渡り、実施の取組頻度は取組事項により異なります。例えば、経営管理のためのほ場台帳整備は変更がない限り一度作成したら再度作成の必要はありませんが、出荷調製場の衛生管理では衛生的な状態を保つために、出荷場の使用前後に掃除を行う等の取組が必要です。

(Q19) 肥料や農薬は使用できますか？

〔A〕

GAPの取組みにおいては、肥料や農薬を「食品安全」「環境保全」の観点から法令を遵守し適切に使用することが必要であり、使用にあたっての制限は設けていません。

【関係するGAPの管理点】

- ・ 農薬はラベルで使用方法を確認し、記載内容を守って使用している。